

もしものために、設置・点検・交換を!

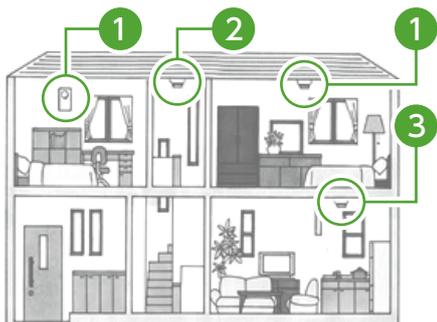
住宅用火災警報器

全ての一般住宅(共同住宅などの住居部分を含む)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。万が一火災が発生したときに住宅用火災警報器が鳴るよう、日頃から手入れと動作確認をしましょう。

まだ設置していないかたは、早急に設置してください。



設置場所



① 寝室・子ども部屋

昼間と比べて就寝時間帯に火災で亡くなるかたが多くなっています。逃げ遅れないために設置しましょう。

② 階段(1階以外に寝室がある場合)

寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部に設置してください。

③ 台所(任意)

火災の原因となりやすい場所です。できる限り設置してください。



日頃のお手入れのポイント

点検方法(3カ月に1回程度)

本体から下がっているひもを引くか、ボタンを押して、音が鳴るか点検してください。

乾電池・リチウム電池タイプは交換を忘れずに

音やランプで交換時期のお知らせがあった場合は、火災でないことを確認して交換してください(最新機種 of 多くは電池寿命が10年程度ですが、使用期間が10年を超える警報器は本体の交換をお勧めします)。

故障や電池切れの音を
(一社)日本火災報知機
工業会のホームページ
(右記二次元コード)で
試聴できます。



誤作動が起こったときは

本体のひもやボタンなどで停止し、誤作動の原因となる煙や湯気などが直接かからない所に取り付けてください。

問い合わせ先/消防本部予防課予防査察係 ☎51-0352

あなたの家は大丈夫!?

家庭の家具転倒防止を支援します

家庭の家具・家電への固定用器具取り付け作業を行います。



対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

●65歳以上の高齢者のみ ●介護保険要介護認定の要介護度3以上の認定を受けているかたがいる ●身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、療育手帳(A・B判定)のいずれかの交付を受けているかたがいる ●上記のいずれかに準ずる状態にあるかた(難病患者を含む)がいる ●その他市長が特に必要と認めた

費用

無料(家具固定用器具代は自己負担)

申請方法

申請書(危機管理課で配布。ホームページからもダウンロード可)などの必要書類を直接

その他

●申請できる家具・家電は1世帯5台まで ●作業は(公社)シルバー人材センターに委託

申請・問い合わせ先/市役所危機管理課災害対策係 ☎76-8127